

下関市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第1項の規定により、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、下関市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により公示する。

公示日 令和7年(2025年)5月8日

[illegible]